

仕 様 書

1. 業務名

島根県立東部高等技術校 植樹管理及び除草業務

2. 業務期間

令和7年4月1日から令和7年12月31日まで

3. 作業の範囲及び時期

(1) 島根県立東部高等技術校

- ① 管理棟周辺除草 (2,821 m²) 3回 (6月初め、7月下旬、9月下旬)
- ② 正門横緑地除草 (851 m²) 4回 (4月初め、6月初め、7月下旬、9月下旬)
- ③ 体育館周辺除草 (722 m²) 2回 (6月初め、9月下旬)
- ④ 北側緑地除草 (2,521 m²) 2回 (6月初め、9月下旬)
- ⑤ 南側緑地除草 (234 m²) 2回 (6月初め、9月下旬)
- ⑥ グランド除草 (10,000 m²) 2回 (5月中旬、9月初旬)
- ⑦ 管理棟周辺低木寄植苜込 1回 (7月下旬)

※①～⑥：別紙「除草範囲図」参照。

※⑦：別紙「低木寄植位置図」参照。

※参考 4/8 入校式、6/8, 8/4 オープンキャンパス、10/3 浜風祭(学園祭)

(2) 島根県立東部高等技術校清真寮

- ア 敷地除草 (1,019 m²) 3回 (6月初め、7月下旬、9月下旬)
- イ 樹木剪定 (樹木 81 本、生垣 116.6 m²) . . . 1回 (11月中旬)

※ア、イ：別紙「清真寮植樹管理 平面図」参照。

3. 作業計画書の作成

- (1) 業務着手前に作業範囲や必要な手順、工法等を記した作業計画書を提出すること。
- (2) 作業日毎に作業内容、作業時間及び作業人数を記した作業日誌を提出すること。
- (3) 作業日時や工法等については、技術校側に事前の承諾を得ること。

4. 施工管理について

- (1) 建設業法に基づく技術者を配置し、適正な施工管理を行うこと。
- (2) 枝葉や刈草等を場外に搬出する場合は、一般廃棄物として適切に処分すること。

5. 安全管理及び注意事項

- (1) 労働安全衛生法等の関係法令を遵守し、作業者及び公衆の安全を確保すること。
- (2) 公道上で作業を実施する場合は、道路使用許可申請書を所轄警察署へ提出し許可を得ること。